



文部科学省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。</p>	<p>6【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	法律	令和2年4月1日施行	第9次地方分権一括法(令和元年法律第26号)により、教育職員免許法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律を改正し、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例を延長した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
																団体名
35	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の關係係る決定の弾力化	平成28年3月「学びを通じた地域づくり」に関する調査研究協力者会議及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそ社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設がある、とされています。	人口減少・高齢社会の進行に伴い、地域では、複合・複層化した生活課題や制度の各問で対応困難な事案など、深刻な課題が山積しています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、社会教育法第5条、第28条、図書館法第13条、博物館法第19条	文部科学省	名張市	H30.2.23付け、官庁連絡(社会教育施設を地域の核に教委から首長部局に移管)	愛媛県	—	公立社会教育施設の所管の弾力化については、平成26年、29年の地方分権改革に関する提案舞臺において、地方自治体から、博物館、図書館の所管の在り方について提案があり、検討事項とされ、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)において、公立博物館について「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。	提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。	—
				各市に各社会教育施設の所管を決定できるように制度改正を求めます。	本市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。	本市の取組を踏まえ、公立社会教育施設を地域の拠点として複合的に利用する意義は、非常に大きいと考えられます。社会教育施設が地域の拠点として、他部局と一体的に対応できる体制が整い、行政の効率化が図られるとともに、社会教育のさらなる振興へつながることが期待できます。				H27.11.21付け、中日新聞(公民館を市民センターに)	H27.11.24付け、毎日新聞(公民館を市民センターに)	それを受けて、公立社会教育施設について、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成30年2月に中央教育審議会生涯学習分科会に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、平成30年5月までに6回の会議を開催した。関係団体から表明された意見等も踏まえ、論点整理を行い、これを中央教育審議会生涯学習分科会に報告し、現在引き続き議論を行っているところであり、年内に結論を得る予定。				
55	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めようとする。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。本市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。	南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を促すことができ、継続的に保育事業を実施することが可能となる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	南房総市、水戸市	—	川崎市、山梨市、玉野市、東温市、松浦市	〇本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。	人員配置基準の見直しについて南房総市及び水戸市の一時預かり事業(幼稚園型)は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な資格者は1人で、有資格者の割合(1/2以上→1/3以上)を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。	有	
				今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっている。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際には、一時預かり事業が行えない状況である。	また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際には、一時預かり事業が行えない状況である。	さらに、非常勤職員の中にある幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。					【人員配置基準の見直しについて】一時預かり事業(幼稚園型)においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者(幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者)割合の緩和(1/2以上⇒1/3以上)、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業(一般型)など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。	人員配置基準の見直しについて南房総市及び水戸市の一時預かり事業(幼稚園型)は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な資格者は1人で、有資格者の割合(1/2以上→1/3以上)を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。			
				幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新ができる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育とは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。	【免許更新対象者の追加について】教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的な更新の知識技能を身に付けることを求める制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員に限定されている(教育職員免許法及び免許状更新講習規則)。このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。(更新講習を受講する業務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し、更新講習を受講しなければならない。)	また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的状況について、別途、担当にご相談いただきたい。					【免許更新対象者の追加について】教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的な更新の知識技能を身に付けることを求める制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員に限定されている(教育職員免許法及び免許状更新講習規則)。このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。(更新講習を受講する業務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し、更新講習を受講しなければならない。)	免許更新対象者の追加について人員配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とすることは困難であるとの回答に矛盾がある。また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との指摘について、一時預かり事業に専従するコースもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 博物館をはじめとする社会教育に関する事務など、様々な施策と連動させることにより効果的・効率的に実施できる事務について、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可能とすること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、(中略)社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考え。」という中教審生涯学習分科会における審議のまとめが、中教審総会に報告されたところ。 これを踏まえ、中教審から、こうした方向の答申を受けた場合には、提案を実現することよいか。 ○ 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置については、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)、同委員会第3次勧告(平成21年10月7日)、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)等に反しないものとするこよいか。 ○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、博物館法及び図書館法の改正を検討されるということか。</p>	<p>御指摘の方向で考えている。</p>	<p>6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭71法162)公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。</p>	法律	令和元年6月7日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)	
		<p>【全国知事会】 一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。委任にあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。 なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和】 ＜幼稚園教諭普通免許状未更新者について＞ ○ これまで一時預かり事業(幼稚園型)に対する基準緩和がなされてはいるが、人材確保が困難なため、事業の存続が危惧される地域があるという実情の中、過去に長年の幼児教育の経験があって、幼児の預かりに對しても十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して間もない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えられるのではないかと。 ○ なお、子ども・子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ」(第16版)(平成30年3月30日)では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であって、「終了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者(幼稚園での預かり保育にのみ従事している者や、特設の業務に従事していない者等)のみが「普通免許状所有者」として取り扱われることとしていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないかと。 ○ 以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないかと。 ＜小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について＞ ○ また、児童福祉施設設備運営基準第95条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないかと。 【幼稚園免許更新対象者の拡大】 ○ 現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必要としなければならないにもかかわらず、一時預かり事業(幼稚園型)に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないかと。 ○ 一時預かり事業(幼稚園型)に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、教育職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事を希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を容認すべきではないかと。 ○ なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト(非常勤含む)へ登録されている者であれば、一時預かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登録しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないかと。</p>	<p>○ 御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、①幼児教育・保育に関する専門的な知識を有することが公的に担保された者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となること、また、②「経済財政運営と改革の基本方針2018」について「又は「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償で指定の対象範囲等に関する検討会報告書」において、幼稚園の預かり保育の無償化に当たっては、質の担保・向上のため、一時預かり事業と同様の基準を課することとされており、質の低下を招く対応は政策的に逆行することから、対応は困難である(各論点については、以下に別途記載)。 ○ 一方、幼稚園の預かり保育の充実及び幼稚園の人材確保については、大変重要な課題であり、文部科学省としてはこれまでも幼稚園の人材確保支援事業の実施・一時預かり事業(幼稚園型)の補助の充実等に取組んできており、引き続きこうした取組の実施により人材確保に努めることとしたい。 ＜幼稚園教諭普通免許状未更新者について＞ ・ 保育士資格を有しない幼稚園教諭普通免許状未更新者については、人材確保が困難となっていることへの対応として、平成29年度より「有資格者以外の者」として配置可能としたところであり、仮に免許更新講習の受講を希望しない者についても、一時預かり事業(幼稚園型)に従事していただくことを可能としている。 ・ なお、御指摘の修了確認期限が到来している旧幼稚園教諭普通免許状所有者の取扱いについては、本来は、質の担保・向上の観点から、新免許状保有者と同様、免許更新講習の受講を求めるべきところではあるが、現行において、 ①預かり保育担当職員が免許状更新講習の受講が認められない場合があること、 ②旧免許状は新免許状と異なり有効期間を定めているものではないこと、 を踏まえ、例外的に有資格者として認めているものであり、当該旧免許状未更新者と同様に新免許状未更新者を有資格者として認めることは困難である。 ・ なお、預かり保育担当職員の教員免許状更新講習の受講については、全国的な預かり担当職員の状況を確認するため、今後、預かり保育担当職員の免許の保有状況、教育職員としての勤務経験や免許状況等に関する調査を行う予定である。 ＜小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について＞ ・ 保育所等において、小学校教諭及び養護教諭普通免許状保有者を保育士の代替職員としている特別(児童福祉施設設備運営基準第95条等)については、施設全体として保育士等が2/3以上確保されるとを前提(児童福祉施設設備運営基準附則第97条)としており、当該事業の有資格者割合(1/3以上)と出しても厳しい基準を課した上で緩和措置であることから、当該特例を以て、一時預かり事業(幼稚園型)の基準緩和を行うことは極めて困難である。</p>	<p>①&lt;平30&gt; 6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (7)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜今令＞ 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (iii)幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(教育職員免許法9条の3第3項)の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜今令＞ 5【文部科学省】 (7)教育職員免許法(昭24法147) (ii)幼稚園型の一時的預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習の受講対象となる者(9条の3第3項)を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	法令改正	令和4年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立し、令和4年7月1日施行(教育公務員特例法改正部分は令和5年4月1日)	<p>○平成30年10月に内閣府地方分権改革推進室と文部科学省が連名で、サンプル抽出した市区町村教育委員会及び私立幼稚園等に対してアンケート調査を実施した。この調査においては、幼稚園教諭免許状を持つ多くの一時預かり事業担当職員は現行制度において免許状更新講習を受講できる状態にあるという結果が出たことを踏まえつつ、引き続きより詳細な情報を収集し、受講対象の拡大について検討するとの結論を得る。 ○令和3年3月12日に中央教育審議会に対して行った「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を得ていたことと求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会にて議論が開始。 ○8月23日の審議会において、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを検討することが適当であるという内容が盛り込まれた審議まとめ(案)が示され、引き続き委員による意見等を反映させた審議まとめ(案)を再度9月27日に諮り、10月1日から10月30日まで本審議まとめ(案)に対するパブリックコメントを実施した。その後、11月15日、中央教育審議会の特別部会において、審議のとりまとめがなされ、「令和の日本型学校教育」を担う「新たな教師の学びの姿」が打ち出された。この審議まとめを踏まえ、文部科学省としては、次期通常国会への法律提出を目指して、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的な検討・調査を行っているところである。 ○令和4年2月25日「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたこと。本法律案については、次期通常国会に審議の上、成立された場合、教員免許更新制を発展的に解消することとなる。その場合、本年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなる。 上記の内容については、以下の通知にて周知している。 令和4年度における免許状更新講習の開設予定調査結果を踏まえた教員免許更新制に係る留意事項について(令和4年2月25日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知) ○令和4年5月11日「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立し、令和4年7月1日以降は、教員免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなる。 上記の内容については、施行通知を发出了た。 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(令和4年6月21日付け文科教第444号文部科学省事務次官通知) ○第208回国会において成立した「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」に基づく、教員免許更新制発展的解消後の円滑な事務処理に向けて、課題が見受けられれば随時対応していく。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
70	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもの受入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	守口市	旭川市、仙台市、福島県、富山県、八王子市、川崎市、山梨県、豊田市、田原市、大塚市、池田市、具保市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、豊城市、徳島県、松浦市、那覇市	○事業者が保育所新設の際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できない等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度(安心こども基金)と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図りたい。 ○本市においても、現在の実施設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施できる見込みとなっている。 ○本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。 以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直しを希望する。 ○整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。 内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ○理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなり、本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。 結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。 ○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となる実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。 法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるという例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能とさせていただきたい。 ○本県においても同様の支障事例がある。 待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。 ○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけでなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ことの中請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題とされているところ。よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。 ○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何ども整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。 保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。 ○近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続きは非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。 また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えることもでき、後の事務手続きが簡易となる。 対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。	現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと思います。	公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができること、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園耐震化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい。(認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園耐震化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。)	事前協議については、年度内に複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2か年事業で申請する場合、1年目に工事着工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性が高い。 内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着工が可能となると考える。 上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【習志野市】</p> <p>前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会がもうけられているものの、内示後に事業着手となると、その後実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。</p> <p>市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこからの事業着手では厳しい状況に変わりはない。</p> <p>さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。</p> <p>このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の根本的な改善を要望する。</p> <p>【福島県】</p> <p>回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>【文部科学省】</p> <p>現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえて、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>また、30年度の認定こども園施設整備交付金の内示予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)」等について、「平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡」により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。</p> <p>&lt;平成30年度内示日(実績)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月内示分:4月2日</li> <li>・6月内示分:6月27日(追加分:7月11日)</li> <li>・8月内示分:8月17日</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <p>現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえて、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>また、30年度の保育所等整備交付金の内示予定については、「平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について」(平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については遅延なく予定どおりに行われているものと認識している。</p> <p>&lt;平成30年度内示日(実績)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月内示分:4月2日</li> <li>・6月内示分:6月8日</li> <li>・8月内示分:8月10日</li> </ul>	<p>6【文部科学省】</p> <p>(3)児童福祉法(取22法164)及び認定こども園施設整備交付金(1)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>事務連絡</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>「平成31(2019)年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)」等について、「平成31年1月22日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡」により、平成31年度の認定こども園施設整備交付金の内示予定を、平成31年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところである。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>また、平成30年度の認定こども園施設整備交付金の内示予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)」等について、「平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡」により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。</p> <p>&lt;平成30年度内示日(実績)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月内示分:4月2日</li> <li>・6月内示分:6月27日</li> <li>・8月内示分:8月17日</li> <li>・10月内示分:10月12日</li> <li>・12月内示分:12月21日</li> </ul>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
111	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設に係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きに必要とされている協議は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定子ども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。対して、幼保連携型以外の認定子ども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定子ども園法第3条6項)」とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県・市町村ともに事務負担が大きい。当該事前協議を廃止し、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	茨城県、山梨県、華津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	〇幼保連携型認定子ども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 〇認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 〇本市においては、現時点で公立の認定子ども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定子ども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考えられる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第6項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村長が発する認定子ども園を想定したものであり、当該市町村立の認定子ども園については、協議は不要である。	市町村立の幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定子ども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。	
113	A	権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事等が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、進入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。(平成29年4月27日付府字本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府字本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨県、京都府、池田市、愛媛県	〇施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。 〇本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。 〇本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考えられる。 〇当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同様に精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行って、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。	処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととした。そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを踏襲して、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号)を改正し、認定権限を移譲したところである。指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱという新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要があること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考えられる。なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。	市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制を整えており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただきたいことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への見直しについて確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町村から賛同が得られたところである。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 所管府省は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。</p> <p>【全国市長会】 所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。</p>	<p>6【文部科学省】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>通知等</p>	<p>平成31年3月29日</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については協議が不要であることを、FAQにより自治体に周知した。</p>	
		<p>【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。</p>		<p>1次回答にもあるように、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定権者としている。 提案団体管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。 全国市長会からいただいている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子ども・子育て支援法(平24法65)の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>通知</p>	<p>令和2年7月30日</p>	<p>都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができるよう、通知に明記。</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
																団体名
114	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができることと厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごと)15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	〇時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 〇研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	一	北海道、盛岡市、福島県、ひたな川市、川崎市、新潟県、須坂市、山梨市、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、高本町、松浦市、宮崎市	〇対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに難しい状況にある。については、保育所運営への負担が軽減される内容に見直しが必要であると考え。 〇対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。 〇当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。 〇県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。 〇保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難なことや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。 〇提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 〇当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 〇対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多く寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 〇当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけではなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在位の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直しいただきたい。 〇保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支援が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。 〇現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受け入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。 〇本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。 〇当市においても代替保育等の確保が困難なため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 〇小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。 〇保育教諭不足が顕著な現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 〇当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 〇処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自己都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。 〇対象となる保育士等全員が(1分野ごと)15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。	〇保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。	保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))が地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出されていること。 研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認するとされていること。 「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等(以下「通信制等」という。)による受講においては、この研修の受講確認等が課題となること。現時点において「通信制等」による受講が認められているのであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出された。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。</p> <p>平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに関しては否定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式」において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに際して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。</p> <p>当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (13)子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。</p> <p>(関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	事務連絡	平成31年4月中	平成30年度の調査研究において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施する場合の効果的な実施方法及び不正防止対策についてとりまとめを行った。 また、都道府県がeラーニングにより研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成した。 平成31年4月15日に、事務連絡、調査研究におけるとりまとめ及び研修映像等を都道府県宛に発出。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
147	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)の周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護施設による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能。また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定について、「老人福祉施設に係る指導監査に併せて(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について(通知)」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	一	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島県、徳島県、福岡県、熊本県	〇本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複。また、法人側の対応者が同一人物となることも多く、同日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。 〇本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。 〇本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることで、不都合が生じていると考えられています。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護施設による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への施設監査を合わせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 〇 監査対象施設が増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることから好ましいと考えます。 〇本市においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。 施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同日に効率的・効果的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。 〇社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に実施することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。 〇提案に賛同する。 本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前)のとおり変更なし)。 その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。 〇法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。 〇社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい。	〇 老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保を目的として、原則1年1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考える。 〇 障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者(利用者)の支援(個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防災対策等)が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との理由をもって施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも招きかねないことから不適切であると考える。 〇 保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもも自立支援、職員への資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているが、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。 〇 保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できる体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員等の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、基本的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化ということのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。 〇 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 計画面については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園に、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。 そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。	〇 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。 〇 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要ががあります。 〇 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。 〇 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。 〇 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考える。 また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能とされているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考えられる。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考えられる。 ○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。 これにより、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、不適切であると考えられる。 ○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。 ○保護施設の監査は、監査内容の増上し、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところであり、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、適切ではない。 ○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。 そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>	<p>6【文部科学省】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>○老人福祉施設：通知 ○障害者支援施設等：令和2年3月の全国主管課長会議において、施設監査事務の効率化策について、地方公共団体に対して周知済。 ○児童福祉施設：検討中 ○幼保連携型認定こども園：事務連絡</p>	<p>○老人福祉施設 令和2年度中 ○障害者支援施設等 令和2年7月17日通知 発出済 ○保護施設 令和2年6月29日 ○児童福祉施設 令和2年度中 ○幼保連携型認定こども園 令和2年7月6日</p>	<p>○老人福祉施設 施設監査の項目及び監査の際に確認する書類等について検討中。 ○障害者支援施設等 施設監査の項目及び監査の際に確認する書類等について実態調査等を実施し、地方公共団体及び施設の事務負担の軽減に資する効率化案の検討を行った。 ○保護施設 利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体又は監査を受ける社会福祉法人の事務負担の軽減に資するよう、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社保発第2936号)の施設監査の実施頻度等を見直し、令和2年6月29日付け、都道府県等へ通知を発生した。 ○児童福祉施設 都道府県等における効率化の取組に関する調査研究事業を実施し、令和元年度内に取組事例等を集約した報告書を取りまとめ、令和2年7月3日付け、自治体宛に事務連絡を発生した。 ○幼保連携型認定こども園 利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生労働省の取組を参考にした施設監査の効率化について、令和2年7月6日付け、自治体宛に事務連絡を発生した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
149	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表))また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。			文部科学省	長野県	一	旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都市、京都市、京都市、大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	<p>○旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手教科を支払い手続きを行わない有効期限の延長ができないため、事務的な負担が大きい。</p> <p>○旧免許を管理している県が自動的に延長できる制度に変更できると考えている。</p> <p>○旧免許所持者で新しく教員免許状を取得した者が新免許状と同様に自動的に修了確認期限が延期されると勘違いし、教員免許状が失効した事例がある。</p> <p>○旧免許所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講習修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許対象者が教員免許状を追加取得した場合に比べて、事務が煩雑となる。</p> <p>○教員免許更新制は、旧免許所持者と新免許所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用取り消された者が1名いた。</p> <p>本県でも全国同様昨年度から、現職教員の免許状失効を防止するため、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度誤認による失効防止の観点からも、旧免許所持者の自動延長を認めるべきである。</p> <p>○本件と全く同様の誤認による免許失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や誤認の減少が期待される。</p> <p>○新たな免許取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。</p> <p>○制度が複雑で十分に理解されていない、そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。</p> <p>○延期申請が必要ない教員もおり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。</p> <p>○旧免許所持者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許状所持者となるが、旧免許所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許所持者であると誤認し、修了確認期限について、県教委に問い合わせなどの事例がある。</p> <p>○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。</p> <p>○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者への大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても、旧免許を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。</p> <p>旧免許所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。</p> <p>○新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。</p>	平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦授与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された旧免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用するに当たっては、遡及適用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。 <p>そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務関係に変動を生じさせ、より強い権利義務を伴う不利益を課することは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能はおよそ教員として共通の内容であることから、旧免許を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付さず、旧免許所持現職教員としての更新講習の受講義務のみを課することとしている。</p> <p>10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することまでは求めないこと、また修了確認期限及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期間を管理する必要がある。</p> <p>その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することとしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点としている。</p> <p>一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないこと、更新制導入の時点で既に免許状を授与された日から10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与を受けたときには、修了確認期限を延期する手続きをとれることとしている。</p> <p>このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期限を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。</p> <p>原則に旧免許状保有者が修了確認期限を、新免許状の授与時を起点とした。新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許取得時を起点とする者が混在することになり、かえって期間の管理が複雑になることが懸念される。</p> <p>文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の修了確認期限を一覧で表示することなどを検討しているところであり、このような方法で修了確認期限及び有効期間を管理できるようになることが、御提案の趣旨に沿うものと考えている。</p>	旧免許状所持者は、免許状を追加取得した場合等において、申請により修了確認期限を延期できる。長野県では、これまでに1,000件を超える延期申請がなされており、既に生年月日によって起点が定まる者と、免許取得時を起点とする者が混在した状態で管理している。よって、「かえって期間の管理が複雑になる」との指摘は当たらず、「法制上困難である」との主張も説得力はない。 <p>また、「教員免許管理システムを改修し、教員が所持する免許状及びその修了確認期限の一元化により問題は解決する」旨回答があるが、新旧制度の違いによる教員の誤認が解消されるとは考えられない。</p> <p>今回の提案は、免許状を追加授与したときの新旧制度の扱いを同等とし、制度による混乱の解消を目的としている。</p> <p>制度改正により、①教員の誤認がなくなり、免許状失効の一因を排除できる。②旧免許状を追加授与した者が全て自動延期となることで、免許管理者として管理が簡素になる。③都道府県教委による免許状追加授与に係る延期申請処理、教員の免許失効への対応、現職教員が免許失効しないための各教員の免許更新時期等の把握業務などが大幅に軽減される、といったメリットが考えられる。なお、この改正が旧免許状所持者の不利益とならぬと考えられる。</p> <p>免許更新制の新旧制度の違いが学校現場に混乱をもたらしている状況を鑑み、また法制度の安定を図るためにも、本提案を実現していきたい。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【静岡県】 文部科学省の見解では、教員免許状旧免許状保持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長は法制上困難とあるが、今後この制度を実施していくには、事務作業が大きな負担であり、教員の免許状失効も懸念されることから制度改革を希望する。 また、「教員免許管理システム」の改修費用や維持管理費用については、文部科学省の予算で対応をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「(生年月日)と(最新の免許状授与から10年)のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。</p> <p>○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。</p> <p>○ 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。</p>	<p>旧免許状保有者の修了確認期限は、新免許状の有効期間の満了日と起算の設定の仕方が異なるため、新免許状と同様に新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難である。</p> <p>仮に旧免許状保有者が、延期という行政処分の手続きなく、免許状を取得した時点を起算とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起算が定まる者と、免許取得時を起算とするものが混在することとなり、かえって期限の管理が複雑になる。</p> <p>仮に御提案のとおり、免許取得時から10年後と制度改正をした場合、免許状を追加取得したのが制度改正の前か後かの違いにより、改正内容が適用される者とそうでない者が生じ、制度としては複雑になり、制度に対する新たな誤解を生むことにもなりかねない。</p> <p>また、「生年月日により規定される更新講習修了確認期限」と「最新の免許状授与から10年後として規定される更新講習修了確認期限」のいずれか遅い方に統一するという御提案についても、旧免許状保有者で免許状を追加取得した者のない「生年月日により規定される更新講習修了確認期限」にて管理されている者と「最新の免許状授与から10年後として規定される更新講習修了確認期限」にて管理されている者が混在することになり、制度が複雑になるため、御提案団体の主張には答えられない。</p> <p>文部科学省としては、教員免許管理システムの改修により、教員の修了確認期限及び有効期間を誤解なく、簡便に理解いただくための書類を発行できるようにすることによって、失効者の軽減及び確認の簡略化を図ってきたい。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(2条2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】 (ii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づき措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令元&gt; 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (i)教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できる「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成・公開するとともに、免許状所持者に対する周知への協力について、都道府県教育委員会等に通知する。 【措置済み(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】</p> <p>&lt;令3&gt; 5【文部科学省】 (7)教育職員免許法(昭24法147) (ii)旧免許状所持現職教員(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平19法99)附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限については、廃止する。</p>	法令改正	令和4年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立。令和4年7月1日施行(教育公務員特例法改正部分は令和5年4月1日)	<p>○教員免許管理システムの改修については、教育職員免許法の改正への対応に必要な改修を優先し、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行に必要な改修の実現については引き続き調整を行うこととし、当面の措置として、文部科学省において、教員が自らの更新講習修了確認期限等を正確に認識できるための「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成し、検証等を経て9月27日に周知を行った。</p> <p>本ツールを使用することにより、教員自らが更新講習修了確認期限等を簡便に認識いただくことができるようになる。</p> <p>○教員免許更新制については、令和3年3月12日に中央教育審議会に対して「『令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』を諮問。教員免許更新制については先行して結論を得ていただくことを求め、中央教育審議会(令和の日本型学校教育を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会)にて議論が開かれた。</p> <p>○8月23日の審議会において、「令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを検討することが適当である」という内容が盛り込まれた審議まとめ(案)が示され、パブリックコメントを実施(10月1日～10月30日)。</p> <p>○11月15日の中央教育審議会の特別部会において、審議のとおりまとめがなされ、「令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿」が打ち出された。本審議まとめを踏まえ、文部科学省としては、次期通常国会への法律提出を目指して、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的な検討・調整を行っているところ。</p> <p>○令和4年2月25日「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたところ。本法律案について、今通常国会にて審議の上、成立された場合、教育免許更新制を発展的に解消することとなる。その場合、本年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休職状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなる。</p> <p>上記の内容については、以下の通知にて周知している。 令和4年度における免許状更新講習の開設予定調査結果を踏まえた教員免許更新制に係る留意事項について(令和4年2月25日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知) ○令和4年5月11日「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立。令和4年7月1日以降は、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休職状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなる。失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなる。</p> <p>上記の内容については、施行通知を発送した。 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(令和4年6月21日付け4文科教第444号文部科学省事務次官通知) ○第208回国会において成立した「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」に基づき、教員免許更新制発展的解消後の円滑な事務処理に向けて、課題が先受けられれば随時対応。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
150	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期間又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期間又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。	・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。 ・教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県	一	福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、田原市、京都市、大阪府、東大津市、工野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市	○更新期限を把握するには、保有する全ての教員免許状等を確認する必要がある。また旧免許状保持者は更新期限が教員免許状に記載されていないことから、更新期限が一目で把握しづらく、旧免許状保持者と新免許状保持者の更新期限に係る制度の違いを正確に理解した上で、初めて更新期限を把握することができ、事務が複雑化している。全ての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記することで左記の課題は解消される。 ○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年年度、更新手続を行わず、採用品が取り消された者が1名いた。 本県でも昨年年度から、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、教員や教育委員会等が正確に有効期間を把握し、免許状失効を防止する観点からも、免許状の集約を実施すべきである。 ○本市でも、教員免許状所有者が複数の免許状を所有している場合に、修了確認期限の把握に苦慮しているのは事実である。1枚の免許状に集約することで、修了確認期限の把握が容易になり、把握作業の軽減や誤認防止にも繋がると思われる。 ○将来的に新免許状所有者の増加が見込まれるため、教員免許状の集約化は検討されるべきと考え。 ○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。教員免許状を授与した県に問わず運転免許状のように一枚の電子カードに集約し、その情報を本人、教育委員会で確認できるようにしていただきたい。 ○旧免許状を所持する者が、平成21年3月31日以降に新しく免許状を取得した場合でも旧免許状所持者であるが、自身が新免許状所持者だと勘違いし、更新時期を誤解する等の問題が発生している。また、新免許状所持者で、複数の免許状を持つ者から、免許状の有効期限はいつなのか等の問い合わせがある。 ○平成21年4月に教員免許更新制度が導入されたことに伴い、免許管理者は教員ごとに免許状情報を管理することが必要となった。特にこの数年は更新対象者が増加し、現職教員の更新状況の把握や問合せ対応に時間を要している。 ○旧免許状を1枚にして情報を一元的に管理できるようにすることで、各教員の更新期限の把握が容易になり、免許失効や学校現場の混乱を防ぐことが期待できる。 ○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。	平成32年後半の運用開始を目指し、教員免許管理システムの改修を教員免許管理システム運営管理協議会及び文部科学省にて検討しており、その改修のうち、教員自身の持つ免許状情報を一枚にまとめた「新たな確認書類」を発行する機能の実装を検討している。本書類の発行が可能になれば、更新期限及び有効期限がわかりやすく表示されることとなる。	教員が所持する全ての免許状情報を一枚にまとめ、更新期限又は有効期限が表示される「確認書類」を発行するシステムへ改修することであり、ぜひ早期の実現を求めたい。 なお、システム改修に当たり、次の3点を要望したい。 ・システムの改修予定、制度設計を通知等により随時情報提供された。 ・都道府県から意見聴取を行い、システムに係る作業負担の軽減策を検討されたい。 ・システム改修に伴って都道府県において発生する費用については、その全額に対し適切な財源措置を講じられたい。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【京都市】 「新たな確認書類」を発行することで免許に係る書類が増え、有効期限を確認するための負担の増加が想定されるため、教員免許状を1枚に集約する方法が最善である。 また、「新たな確認書類」を発行していくと仮定した場合であっても、教員本人の新旧の確認書類の取り違えを防ぐために、古い書類を確実に回収する等、防止に向けた運用方法の検討が必要である。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「『生年月日』と『最新の免許状授与から10年』のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。</p> <p>○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。</p> <p>○ 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。</p>	<p>教員が所持する免許状情報を一枚にまとめ、更新講習修了確認期限及び有効期間の満了日を一覧性をもって表示する確認書類の発行を含めた、教員免許管理システム改修のための費用を平成31年度予算要求に計上しているところであり、文部科学省としては当事業の成立に努力する。</p> <p>また、教員免許管理システムの管理については都道府県で組織する教員免許管理システム運営管理協議会により行われている。従来から文部科学省としては、協議会を通じて都道府県教育委員会の意見を伺いながら、連携して制度の設計を行っているところであり、今後とも引き続き連携してまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (4) 教員免許法(即24法147) (ii) 教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	措置済	2019年9月	<p>教員免許管理システムの改修については、教員免許法の改正への対応に必要な改修を優先し、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行に必要な改修の実施については引き続き調整を行うこととした。</p> <p>当面の措置として、文部科学省において、教員が自らの更新講習修了確認期限等を正確に認識できるための「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成し、検証等を経て9月27日に周知を行った。</p> <p>本ツールを使用することにより、教員自らが更新講習修了確認期限等を簡単に認識いただくことができるようになる。</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係部署	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
194	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められる(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得のために現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(0園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進しているところである。今後もある私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を促してしまふことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市	一	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大飯町、八尾市、徳島市、和歌山県、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に絡む。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をフレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱い、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となる懸念がある。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が多い。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならず片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務できず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。 ○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事業を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。 ○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。 ○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているが、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。 ○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間で取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考えられる。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難とっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくる可能性がある。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されることも、幼稚園教諭および保育士養成施設にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状況となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えられるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定なのは、63人となっている。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。 特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間中に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増加する恐れがある。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のために現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○経過措置と特例制度は別の取扱いであるものの、H22以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 園へ要請済み)	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、後者項目として幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例)を挙げている。同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期にも具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。</p>	<p>6【文部科学省】 5【教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)】 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	法律	令和2年4月1日施行	第9次地方分権一括法(令和元年法律第26号)により、教育職員免許法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律を改正し、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例を延長した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係部署	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
198	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等IIの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算IIが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善IIの申請を行わない施設もある。各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しの上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認められた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に制限されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。なお、平成30年4月16日付の通知(「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、児童発0331第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、兵庫県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、高松市、松浦市、宮崎県	一	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、須賀市、山形市、山梨市、大分市、大分市、兵衛市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎県、宮崎県	<p>○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をある程度実施できず苦慮している。</p> <p>○当市では全ての施設において、処遇改善加算IIを取得しているものの、各施設からは制度自体の難しさ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアアップ要件の整備よりも単に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制約を撤廃し、各施設の自由裁量を増やす制度設計を望む。</p> <p>○処遇改善等加算IIの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決まっている。施設によっては、その職員を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難である。申請を行っていない場合は、申請を希望する職員がいないため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しを図られることを求める。</p> <p>○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善IIの申請を行わない施設がある。各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しをいただきたい。</p> <p>○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や定着額の配分が苦慮されている状況にある。保育士等の処遇改善は、待遇見直しには欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。</p> <p>○処遇改善等加算IIは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、配分できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。</p> <p>また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。本年度は処遇改善等加算IIの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。</p> <p>○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。</p> <p>○本市でも、処遇改善加算IIの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためにも、配分方法の制約の撤廃を要する。</p> <p>○施設内で経験年数や職階等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がもたれている。施設の実情に見合った配分方法の策定が必要である。</p> <p>○施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。</p> <p>○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることと考えると、現実にはその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに対応した加算をすべきである。</p> <p>○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算IIの申請を行わない施設がある。</p> <p>国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。</p> <p>○本市においても当該制約により適切な配分ができず申請を躊躇する施設があることを認識しております。</p> <p>そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等については、配分額が万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する「市処遇改善等加算II」を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。</p> <p>○処遇改善等加算IIについては、運用が見直しされ、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Iも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Iの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%を一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も改めて検討する必要があると考える。</p> <p>○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算IIの対象者を選定することが困難になり、職場の人間関係を悪化させて処遇改善等加算IIの申請を保留しているとの声もある。</p> <p>○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算IIを申請しないケースは本市においても同様に見られる。</p> <p>○加算額の算出においては、低年齢の児童が多く影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄るとは言い難い。</p> <p>○4万円の処遇改善IIの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要がある。職員間の公平性を重視して処遇改善IIの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。</p> <p>○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間で格差等が生じている。</p> <p>○平成30年度は処遇改善IIの制度について一部見直しが行われたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。</p> <p>○処遇改善等加算IIが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給している施設では、処遇改善等加算IIの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。</p> <p>○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。</p> <p>配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。</p>	<p>昨年度から実施している処遇改善等加算IIは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図ることにより、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。</p> <p>その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいつもとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。</p>	<p>関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいつもとした」としている。しかしながら、施設の規模により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。</p> <p>また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象とする副主任保育士の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。</p> <p>さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。</p> <p>他にも、処遇改善等加算IIが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。</p> <p>以上のことから、加算総額が各施設等の裁量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。</p>	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【福島県】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。	—	【全国知事会】 少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り進むこと。今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。 今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。 ○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。	国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。	6【文部科学省】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の実加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)	通知	令和2年7月30日	処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和するよう見直す通知を发出。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
218	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届け出なければならないことになっている。各市町村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。		文部科学省	熊本市	一	高知県、北九州市	〇本市においても同様の課題があり、特別非常勤講師を任命する際に、県教育委員会に届出に係る必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	特別非常勤講師制度は、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経歴を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、教科の領域の一部に係る事項に限って、教員免許状を有しない者を非常勤講師として雇用し、教授することを認める制度であり、教員は相当の免許状を有する者でなければならないとする免許主義の例外として、昭和63年の教育職員免許法改正により導入された。導入当初は、授与権者の許可を受けることが必要とされていたところ、学校教育への社会人の参画を一層促進するため、平成10年の教育職員免許法改正により、その手続きを授与権者への届出に簡素化し、現状では、年間約2万件程度活用されている。授与権者においては、本制度が要件を満たした形で適切に運用されていることを、届出内容の確認によって監督しており、本届出の手続きを撤廃することとした場合、制度の要件を逸脱した濫用を招きかねないことが懸念されるため、本届出の手続きを廃止することは困難である。	特別非常勤講師の届出内容に関する授与権者の確認については、高度に専門性を有するものと思われず、授与権者から必要な引き継ぎ等を受けるとして、法令の趣旨に沿った適切な運用を行うことが可能であると考えている。現在でも、免許状を有しない者を非常勤講師として採用する際には、本制度の要件を満たすかどうかの確認を慎重に行うなど、特にその運用に関しては配慮している。以上のことから、授与権者への届出を廃止したとしても、懸念されている「制度の要件を逸脱した濫用」を招くとは考えられず、また、学校における働き方改革を進める中、学校及び教育委員会における事務の負担を少しでも軽減するため、前向きな検討をお願いしたい。	一
223	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育により長期間通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別的教育課程」とみなして単位認定を認めている。一方、物理や数学Ⅲなど大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内での対応ができず、その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	進学に特化した教育課程が編成できない中山間地域の小規模校においても、一定の時間数を同時双方向型授業又は対面指導で補うなどの条件のもとに、オンデマンド型授業の単位認定が可能になれば、生徒の負担が軽減され、進学拠点校の生徒と同じ条件で、放課後や休日を主要科目の加力補習等に充てることが可能となる。遠隔教育は、教育環境に制約の多い中山間地域の生徒の可能性を広げる有効なツールであり、より活用が広がる方向での規制緩和をお願いしたい。	学校教育法施行規則第86条	文部科学省	高知県、愛媛県	規制改革実施計画6投資分野4⑬(29.6.9閣議決定)	一	一	平成30年7月11日に実施された関係団体ヒアリングにおいて、提案主体は、「オンデマンド型授業」の質の確保のために「配値側の授業の先生と同一教科の教員を配置」としているが、生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能であり、ご提案の趣旨は現行制度上も実現可能である。	本提案の趣旨を踏まえて明確に整理を行っていただきたいものであり、了承することとした。また、上記の整理を踏まえ、現行制度上で実現可能な範囲について、文書等で自治体へ広く周知されることをお願いしたい。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		憲法及び教育基本法に定める教育の機会を確保するため、学校教育について公費を支出するとともに、公費によって支えられている学校教育の質を制度的に保障し、社会に対する説明責任を果たすため、学習指導要領、教科書、教職員の数及び質などに関する諸制度が定められている。 学校教育を実現するための人的組織として、教育職員及び他の職員が学校教育等に規定されている。これらの教職員のうち、教育職員については、児童生徒の学習指導、評価等を行うなど学校教育の提供に關する重要な職責に應じて、その全員に免許状を保持する義務を課している(免許主義)。これによって、学校教育の質に対する社会的な信頼を制度的に確保するとともに、専門職としての教育職員の地位を明確にしている。 特別非常勤講師は、教科の領域の一部を教授する非常勤の講師(教育職員)であるが、免許状を有する教諭等と同様に児童生徒の学習指導、評価等を行うものであり、本来であれば相当する免許状を有する必要があるところ、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、届出という行政手続を介することによって免許主義の例外を認めるものである。 届出制度は、免許状の授与・管理を行う都道府県教育委員会に関しては、特別非常勤講師の当該校における指導領域や指導計画上の位置づけなどを把握し、適切な運用がなされていない場合には指導監督を行うことを制度的に確保するものである。また、採用権者に關しては、届出を通じて特別非常勤講師の要件充足性を事前に自ら確認させることを制度的に確保するものである。 届出によって免許主義の例外を認める、という行政手続を介さずに特別非常勤講師の採用が可能になることは、免許状を有することを必要としない教育職員が存在することになる。また、都道府県教育委員会による事後的な監督や採用者自身による事前の要件確認の機会の確保について何らかの法的担保をすることなく、免許状を有しない教育職員に児童生徒の学習指導、評価等を行わせることになる。このことは、教育職員に対してすべて免許保持義務を課すことを通じて確保している学校教育の質に対する社会的な信頼や専門職としての教育職員の地位に関する制度的保障を損うことになる。 行政手続の負担の軽減は、既に平成10年の教育職員免許法改正により、都道府県教育委員会による許可から届出に簡素化している。上記のような届出廃止の重大な影響を考慮すれば、さらなる行政手続の負担の軽減は、書類の軽減や届出手段の工夫を都道府県教育委員会に促すなどの運用によって行うことが適当である。	6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(即24法147) (1)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】	事務連絡にて周知済	平成30年11月29日	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」(平成30年11月19日付け教育人材政策課事務連絡)を都道府県教育委員会に対し送付済。	
		【全国知事会】 所管省からの回答は、「現行制度上でも実現可能」となっているが、提案団体の提案が真に実現可能か、提案の趣旨を十分確認すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○「生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能である」とのことであるが、そのように理解していない自治体も存在したことから、その旨を自治体に対し通知で平成30年中に周知していただきたい。	文部科学省では、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年9月14日)を策定したことから、これについて都道府県教育委員会、市町村教育委員会や学校法人等の学校設置者、及び、学校設置者を通じて各学校へ通知する予定。(今月中に通知を届出予定) この通知の中で、今回の提案の内容は、現行で実施可能である旨を記載する予定。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(即22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)】	通知	平成30年9月20日	「「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)」(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
230	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれかの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけられているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後とも職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市	一	旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山梨県、豊田市、田原市、草津市、大飯町、大飯町、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮城県、松浦市、熊本市、九州地方知事会	一	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全体的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をフレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に専事する職員と見なす取扱い、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が上がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後高発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育事業の高まりを受け、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、0.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備するところが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでに、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならぬ者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくるのが考えられる。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようとしても、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら20時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけでなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で95%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人で欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の場へ現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期間内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけられているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないこと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは同措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容とおり対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。</p>	<p>6【文部科学省】 5【教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)】 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>法律</p>	<p>令和2年4月1日施行</p>	<p>第9次地方分権一括法(令和元年法律第26号)により、教育職員免許法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律を改正し、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例を延長した。</p>	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
276	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し</p> <p>経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができることとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。</p> <p>(大分県の実況)  ・31年度末までに受講しなければならぬ人数:529人(A)  ・31年度末までに確実に受講できる人数 :340人(B)  ・未受講となるおそれのある者 :189人(C=A-B)</p>	<p>平成32年度以降は幼保連携認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。</p> <p>本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。</p> <p>このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数とし、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。</p>	<p>今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間の経過措置を見直し、「認可から5年間に改正することにより、幼保連携認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。</p>	<p>「就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)</p> <p>【添付資料】  「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」</p>	<p>旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、原田市、草津市、大分市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、五野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市</p> <p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズの高まりによる全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性を排除できない。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格をしている職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度までの経過措置終了後に、当該職員をフレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱い、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○本市においては、幼保連携認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特定期間終了後の臨時職員等の配置が困難となるのが想定される。</p> <p>○幼保連携認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が多く聞かれている。また、本市においては、未だ幼保連携認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特定期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行っているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。</p> <p>○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており、改正を要望する。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講した後も受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込められず、経過措置の延長を求め、平成27年度から31年度までの5年間の経過措置を見直し、幼保連携認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特定期間の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となり、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士・人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後見据え、各園において両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人数不足が全国的に課題となっており、大分県においても、保育士の平成30年1月の有効な倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えます。ついでに、経過措置期間終了後に幼保連携認定こども園において、保育教諭の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならぬ者もいる。それにより、現在は幼保連携認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることと見られる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとして、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえ困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を定めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、失職(解職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約89%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○本府においても同様の支障事例がある。大分県内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特定期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特定期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市では平成30年1月時点において、幼保連携認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求め、</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開かれたところであるが、後で項目として幼保連携認定こども園における保育教諭の資格の特例を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられていた。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念  依り経過措置期間がそのまま終了してしまつた場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らざるを得ない状況になる。そうなれば、新規児童の受入れが困難になるばかりでなく、場合によっては転園措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の需調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成を妨げられぬほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後退(異動や資金減など)することも懸念される。</p> <p>○関係団体からも実現を求める声  本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強くなっており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じるとは自明である。</p> <p>○大分県の実況  大分県では、保育団体等とも連携し、幼児更新講習を受講できるよう養成等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大きな負担となる。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講者に対して31年度中に他県や通信教育での受講を加速的に求めるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていきたい。</p> <p>○潜在保育士の活用も可能に  また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の教済だけでなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設として未受講の潜在保育士の活用を講ずる要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。</p> <p>○他団体提案の実現も  加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市(管理番号194番)や館山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。</p>	<p>6【文部科学省】 (5) 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>法律</p>	<p>令和2年4月1日施行</p>	<p>第9次地方分権一括法(令和元年法律第26号)により、教育職員免許法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律を改正し、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例を延長した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
305	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。 そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることできるようになった。 一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範囲ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	一	秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山市、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県	○直近の法改正(H30.4.1施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課されるなど、財源の造りかつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。 ○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。	○公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認めているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。 ○ 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。	具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げているが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と広い解釈が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、資産の有効活用に一定の前進があると考えている。 しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者貸付を企画公募する事例も実際に出てきており、公立大学法人においても、土地等の第三者貸付について潜在的な支障事例やニーズが存在している。 今回の提案内容は「公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない使途でも、土地等の第三者貸付が可能となるよう法改正を求めるもの」であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要な財務基盤の強化が図られ、教育研究水準の一層の向上に寄与するものと考えており、引き続き、法改正を提案する。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【秋田県】 検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するという点であれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。」とのことだが、できるだけ早く現行制度における支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。 ○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。	提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査を実施したところである。(締切:9月19日) 本調査結果を踏まえ、関係省庁と連携の上、法改正を含めた対応策について検討してまいりたい。 なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に「附帯する業務」(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第7号)として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。	6【文部科学省】 (9)地方独立行政法人法(平15法119) 公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例については、公立大学法人等に2018年中に通知する。 (関係府省:総務省) ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。 (関係府省:総務省)	通知及び法律改正	通知は平成30年12月25日に発出済み。 法律改正は令和元年6月7日に公布済み。(施行期日は公布の日から起算して三月を経過した日)	左記のとおり、平成30年12月25日付で各公立大学法人及び地方公共団体担当課宛てに公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取り扱いについて通知した。 また、令和元年6月19日に各地方公共団体及び各公立大学へ公布通知を発出済み。	